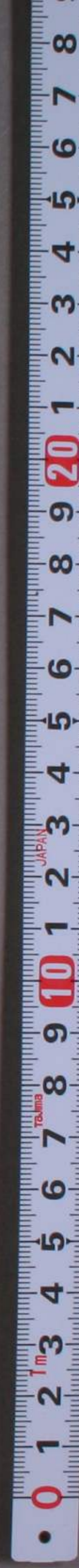
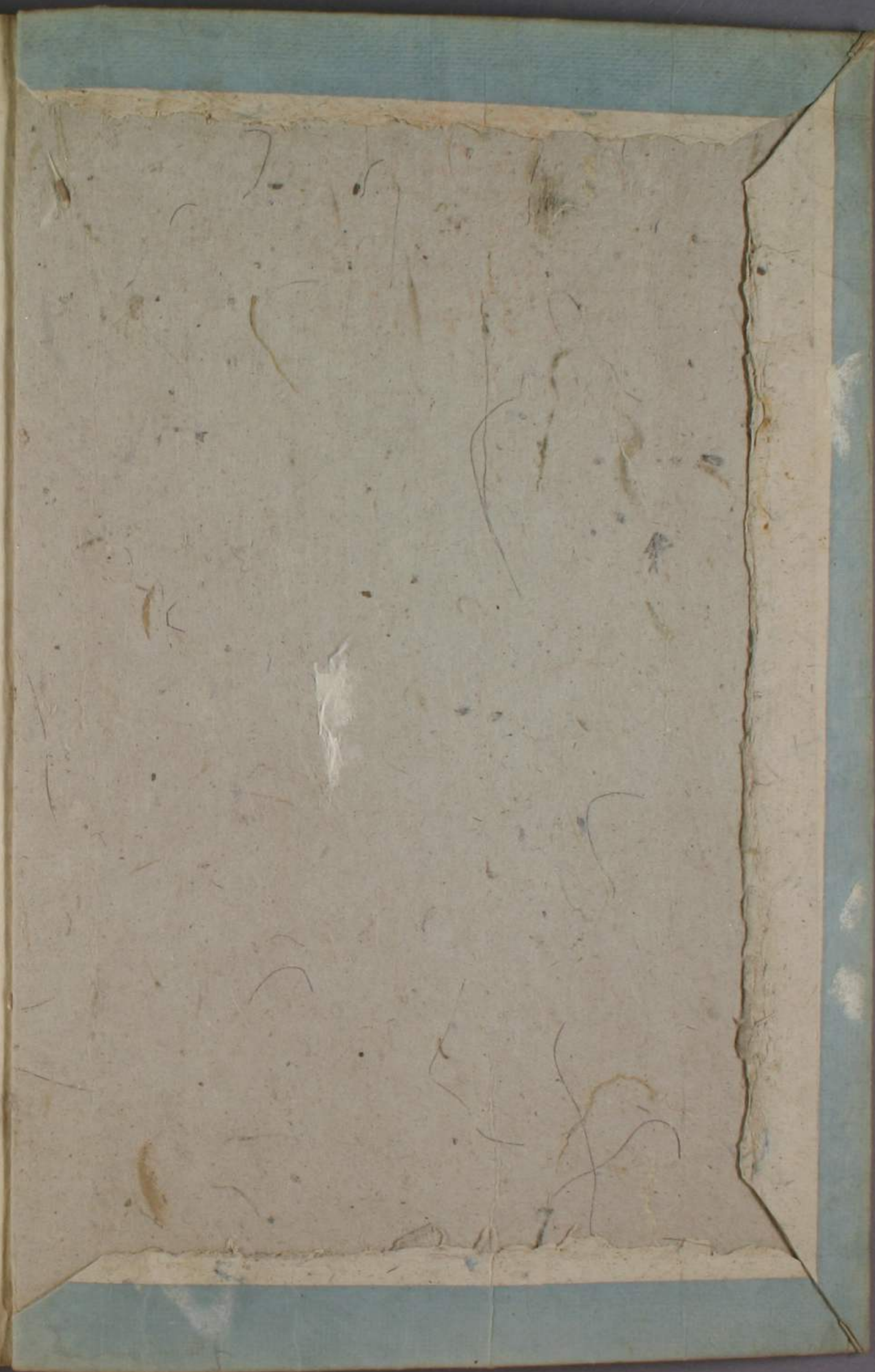


假字本末
附録

ホ 2
4231
4 止







假字本末附録

神代字辨

伴信友稿

世尔神代字なりとて。寫し傳へきるが種々あるをみる。多くハ亀ト形灼兆ふとよせり。と云くは作るもの見えり。さる中むありよりこの一の唯一なり。神道者なり。みざり作りきるものあるは。又その形ふ多し。えせ人の後より作りきるも。ありと見えり。さらけかたものなり。又近き頃紅毛字に效ひて。新し作りとねも。あるが。何かの神社に傳たりきりなど。うゑくく

利
神
卷

○假字本末附録

。一

以可るも云えしるを。そ其作する下其心さへよれし
たからし。い其其も論ふもきらぬを。あるが中よ
字體もおほあささごかみて。みごりに作するものと
を云えざるが三體あるを。今朝鮮よて。諺文といひて
用ふ國字の古體よて。吏道といふものとも見えしる。
ざるをよごともうられうあし。たが中に。まこと
其神代の形りとおもひまどへるが。あるよ。かさはし
論むきのせきりな其を。いとくまどはしく形り
ぬ。いりて書けらぬて見せよよとあへるふもよ布さ
れて。かみく。辨可てみむとて。あるあり。それよつき

てもおのその吏道諺文の事を辨へおきて。次々小論
ふ。其

○吏道といふを。朝鮮國よてはやく製りせる國字を
いふ名形り。其在朝鮮よて。もろあし其明律を印板よ
よする本其跋ふ。刑者輔治之法。不可為忽也。尚矣。諸刑
家製律。或有過不及之。差有司病焉。此大明律書科條輕
重各有攸當。誠執法者之準繩。聖上思欲頒布中外。使仕
進輩傳相誦習。皆得以取法。然其使字不常。人々未易曉。
况我本朝三韓時。薛聰所製方言文字。謂之吏道。土俗生
知習熟。未能遽革焉。得家到戶諭。每人而教之哉。宜將是

書讀之^レ以^テ吏道導^ク之^ヲ。以^テ良能政丞平壤伯趙浚。乃命檢校
中樞院高士駿。與^ニ予囑^ス其^ノ事^ヲ。以^テ白州知事徐贊所造刻
字。印出無慮百餘本。而試頒行。庶不負欽恤之意也。時洪
武乙亥二月初吉。尚友齋金祇謹識。と記せる吏道出せ
り。洪武乙亥を二十八年なり。明太祖が世の年号を
二十五年に高麗人李成桂。その君高麗王を降して國
を奪ひ。自ら王となりて。名を且膽と改め。明王は請く
國号を朝鮮と更む。諡を太祖康獻
王と稱ふ。今此朝鮮王の始祖あり。さて此より引出せる
明律を。さね小穂井田忠友が見せる由も委く告杞
あせて。其抄録しける文を見せしるるに依るるなり。忠
友云。其書朝鮮制の刻本五冊ありて。料帛ハその國の

諸官廳の廢紙を反し用ひけるが見え。義城縣印。靈
山郡印。おと捺ししるもみえ。よこ嘉靖二十一年の題
識見えあり。然れど其嘉靖此末の年おろし措ける本
なる法し。さて其律に吏道を書る處みえ。本書の律
文の中間に。衍字と見えて。文義を隔ける字の一。二。何
るひを三四繞りけるが數處あるを。洪武の原本に吏
道を。更し漢字音を假借て書改て。別し刻りけるか。こ
の本なる法さあ。跋文に考合せて明なりといふり。
那布按ふ。原本の跋に。刻字を以て百餘本を印出し
て。試し頒行といふるを。それ律に吏道を施て。活字に

ものして。まの百餘部を頒行して讀せ試みる由なり。
さて有りけるほど。世宗が世に托よびて。吏道の轉
訛を再修し。改て諺文を製り行むて。吏道を用ひざる
世となりぬるふ何をせむ。舊本の吏道もて。なるが
うに紛をし々然む。さらる刻板を造り。もとの吏道を
諺文に改免。あゝ其を漢字音を假借て。然を書かせる
ものあるを。跋文を那布舊本のまゝと。別言をむ
附へざりけるものなるは。その諺文のあと。さてそ
れ吏道を製する薛聰ハ新羅人なり。其在朝鮮史畧の
新羅紀に。神文王が世譜に。薛聰が文才有りし事を載

て聰字、聰智。父元曉元曉ハ事ト宋高為沙門。淹該佛書。既而反本。自號小
生居士。僧傳云云々娶瑤石宮寡夫人。生聰。聰生而
明銳。既長博學。能以方言解九經。義訓導後生。又善屬文。
と注す。能以方言云々の文。吏道をかの國籍を按ふ
る。その新羅に神文王といへるを。天武天皇の十年
より。持統天皇の四年まで世を知りし王を稱む。薛聰
が吏道を製する頃。托よびて推知るは。し。
○諺文といふ也。その國人成俛が著せる慵齋叢話に。
世宗設諺文廳。命申高靈成三門等製諺文。初終聲八字。
初聲八字。中聲十一字。其字體依梵字為之。本國及諸國

語音文字、所不能記者、悉通無礙。洪武正韻、諸字亦皆以
諺文書之。遂分五音而別之。曰、牙舌唇齒喉。唇音有輕重
之殊。舌音有正反之別。字亦有全清次清全濁不清不濁
之差。雖無知婦人、無不瞭然曉之。聖人創物之智、有非凡
力之所及也。と云有り。世宗莊憲王と稱有りもろあしよと
を。永樂十七年より景泰二年よれよび。わが皇朝の應
永二十六年より寶徳三年の頃、ま當るまど世を知し
王なり。かの新羅の薛聰が、あるよりわちよかくて其
そ七百五十年のありの、後ま當れり。嘉靖六年ま著せ
成規が説ふ。又その國籍訓蒙字會嘉靖六年ま著せ
る書なり。なほ此書
の事ハ、下に
ふ法し。ふ記せる趣を参考ふるま。世宗が頃すて

まかの吏道、字畫の、わたりら差錯、あどの、いでき
て混は、くは、方言の訛、字音の差誤、あどもいど、た
く、とり、く、ふ混ら、く、なり、きり、を、さら、ま字
體を、一様、ま定、免、五音、四聲、清濁を、正し、合用、作字の、法
を、立、あ、ど、して、其を、諺文と、稱ひ、て、廳を、設て、國人、ま教
へ、きり、し、もの、ある、法し、松岡玄達が、結聒録、ま諺文の
事を、其國、ふ、と、辞吐、とも、い、する、由、聞り、と、い、む。又、忠友
云、對馬人の、説ふ、朝鮮人の、語、ま諺文を、吏道、とも、い、ふ
を、その、異名、ま、て、或、ち、里土、とも、い、有り、と、か、り、と、る
由、聞、わ、よ、法、り、と、い、ふ、り。こ、ま、ま、ま、諺文を、吏道、より、出

ざるもの形るをよほく明なり。さき吏道とを其國
 りと字形事をいへる言ふて里土。辞土形どひふを。轉
 せる言形るはき事決し。かくて其諺文廳を設ふる哉。
 志むらく世宗が世北半頃とさき免て。かの明律は吏
 道を書加へきりとひるる洪武廿八年より、三十年
 餘の後形事を然るに成規が叢話も。奮と吏道の
 ありし由をむひて。創て諺文といふ字を製りしと
 く記せるを疎なり。かの明律をも見は。叢話も嘉靖四
 とたこある黄律が跋て。えきれむや。その前書と
 領行すとの形る。洪武二十八年より。百二十餘年の後
 り當り。世宗が世る諺文廳を設きりし頃より。おち

よそ百年ばり後。當まり。成規を其國。明律も
 れる百年ばり後。當まり。成規を其國。明律も
 へる百年ばり後。當まり。成規を其國。明律も
 のこよむ。記し。諺文の事。俗生。知習。熟云々。明律の
 洪武の跋。吏道の事。土俗。生知。習熟。云々。明律の
 嘉靖の跋。吏道の事。土俗。生知。習熟。云々。明律の
 諺文の故。今乃并著。諺文の母。使之先。學諺文。世宗
 庶可有。曉諭之益。矣。と。か。み。す。で。お。も。へ。む。世宗
 改定。ぬ。ま。ど。い。ま。ど。邊。鄙。下。邑。あ。ぐ。普。く。た。あ。よ。む。り
 り。経。ぬ。ま。ど。い。ま。ど。邊。鄙。下。邑。あ。ぐ。普。く。た。あ。よ。む。り
 著。ある。後。り。か。子。れ。の。世。宗。朝。の。諺。文。の。半。頃。行。は。れ。り。と。九。り。十。年。と。

又叢話に諺文の字體を依梵字為之とひるるを其
 字體のひさく。梵字に似るるも。ありて。其を合
 せて用ふ。趣も梵字に似たりとをいふ。法も。吏道も原

を梵字に倣ひしるるものもあつてもあるべけきと。成俔が此諺文の由来に疎なる識サテリりてを信ウケがごとし。後人の推量説に據まるものどぞきおえらる。

○上ふ以る。世ふ神代文字形りといへる三體を去こる舉て流ぎくふ論ふ流し。但し其三體は楷正なると。そ是より轉ウツまる略體の所るを。漢字に准へく。今假ふ真行草といふ流し。さきその三體の事を論ふは流々て。假ふ其字の本様形名目を設て。甲本乙本丙本丁本といふ。

○甲本真字體

히	디	LT	니	싱
하	고	시	사	거
미	가	인	기	거
고	너	다	허	
이	시	하	더	
마	기	가	나	
나	고	머	마	
파	IT	가	사	
기	이	아	아	
다	CT	인	서	
민	아	퍼	어	

タ
テ

ウ
オ
イ
エ
ア

ヨ
コ

ス
フ
ツ
ル
ヌ
ク
ユ
ム
ウ

右神代文字推古天皇端正元己卯年所納於

當社也

昔文明九丁酉歲

高橋兼久

右甲本を越後國蒲原郡伊夜比古神社の神主高橋兼
久が寫置けるを寫せりといふを。され其裔國彦も
借りて寫せる形り。但その本書を神庫にありけるを
もと共み江戸にもち出きりけるほど旅宿にてこと
お空く賊に奪らまき失ひけるをあの字に寫しはや
く寫とりて家傳をさす奥書に記せる事を此字を
珍らしく尊ぶものなせむとて造言せるものなる事
を古書どもをえみえくるほどのものも此を識らるる
を文明の頃書きけるもの形を疑ひし。年号を大化
古天皇此頃以て年号ありし事をもとより國史に
を見えざるあとながらその大化以前も年号あり
々むときこゆること古書に證あり然るも別は僧徒
の偽作りて年代記といふ類の書に書加へざるが所

○假字本末附録

〇八

るを中昔の書に依りて記せりと見ゆる年号
 のきこえたり。さらば信がとき多かるを其前
 せる長等山風の附録年号論の中は因考記せり
 説長けまむあ種々号ありし趣は記せり。其
 天皇の御世も種々号ありし趣は記せり。其
 ある御世も種々号ありし趣は記せり。其
 都伎嶋神社縁起文の推古天皇正五年癸未と書
 たり。件端正元年己卯の干支は合符然る一説
 きた年代記類より依りて書るものと見えきり
 奥書造言あらば端正の年号を用ひざるべし
 頃よ移るる近世の風物らばかへりて文明はさ
 件は四十七字の右旁に今此尋常さぬの片假字を施
 せり。今按ふるは件の四十七字を以てゆる吏道
 もとを悉曇法によりざる五十音圖のおとく書て傳
 はりしなり。其を下る擧る乙本をみて知るべし。

然るを中むらしこけの神道者如どの神代字なり
 とひむ如して。伊呂波歌の倣ひて唱ふ法を書と
 とのへむとして。からくしてまけヒフエヨイムナヤ
 コトモチと十より千おぐれ言の頭音を連ねられど
 一つをヒ。二つをフ。七つをナ。九つをコ。百をモ。如ど
 するハ古言の例なき言なり。その中ハ万葉集に云々
 の書さ。殊るヨ。ロツとひふ法きをヨといをほけ
 まあり。上ハ四ヨをヨといひと色むせむあど如くてヨ
 ロツの口。残とりてあてする如ど。ひとかとをなり。か
 くてラより以下の言を。さらば何事とも如くえぬ言

形り。あれも造言者私意も。かのヨロツを口とひる
 るどく己くく己にさざりて。意義ある文ありとして。
 神道の秘密傳授形どくやあとりけむ。享保の頃著せ
 會ふ。或書云。天照太神告大己貴尊。其靈句曰。人含道善
 云々。大己貴尊與天八意命同意。以此言造神代文字云
 事大成。經の中記。此説ハ。貞亨のあり。僧潮音が安作せ
 る。だふ堪がとく。かへよ。みとほさむ。り。とねおほえざ
 りとねおほえざ。り。とねおほえざ。り。とねおほえざ。り。と
 辞の傳りよりて。安説を作。り。とねおほえざ。り。とねおほ
 る。の。後。別。載。たる。ハ。云々。次。小。舉。る。乙。本。の。字
 音圖。此。横行。の。字。原。なり。お。と。云々。その。横行。の

字原形り。其由を次々舉る乙本に見えて明なり。かく
 て此横豎の字原をあらに舉ぐるを。形りの由とも形
 きつと流らおとあるを。もとを乙本にぶとる音圖の
 形りたるを省きて。ヒ。フ。ミ。ヨ。と書連ねたる方をのみ
 記せるが。何となくあ。の。豎。行。横。行。の。字。原。を。遺。せる
 まで。乙本に合せると。た。證。と。を。お。ける。形。り。さ。と。そ。の
 下。下。下。下。の。四。字。を。皇。國。の。言。を。吏。道。に。當。て。よ。み。ざ。ま
 を。示。し。が。て。ら。に。書。る。形。り。ヒ。フ。ミ。ヨ。の。讀。言。と。を。異。あ。る
 事。を。心。得。已。く。流。し。

○乙本真字體

○假字本末附録

イ ユ	フ ク	シ ヌ	コ ル	ク ツ	合 フ	ハ ス	○
イト ユ	フト ク	シト ヌ	コト ル	クト ツ	合ト フ	ハト ス	トウ
イト ヨ	フト コ	シト ノ	コト ロ	クト ト	合ト ホ	ハト ツ	トオ
イト イ	フト キ	シト ニ	コト リ	クト チ	合ト ヒ	ハト シ	トイ
イト エ	フト ケ	シト 子	コト レ	クト テ	合ト ヘ	ハト セ	トエ
イト ヤ	フト カ	シト ナ	コト ラ	クト タ	合ト ハ	ハト サ	トア

○	□
ウ	ム
トウ	トム
トフ	トモ
トイ	トミ
トエ	トメ
トヤ	トマ

オ ア

右乙本を。次の丙本と、もよ。本書の在所詳あらば。世
 二寫傳へきる三本を合せ。互に見合て訂し寫せる
 形なり。おまも尋常の片假字をさしきり。おれ韓國の音
 を。悉曇法に依りて。音韻通用形位を定免て。豎行横行
 の字原れ畫を設け。横の字原を偏とし。豎の字原を旁
 とし。て。豎横の會位に合せ。字を製りて。吏道と稱て。
 圖に書て。その字の製作形由来をも。示し。するものなり

○假字本末附録

。士

多法し。但し其字音を韓國の音なれど。皇國言のどく
 清朗ふを所らざるべけれど。其を漢字音を皇國よて
 唱ふるおとく。おろの音に合へて唱來する傳よよ
 りて。片假字をもさしきるものある法し。今此を字音
 圖といふ法しがくて豎横の字原に畫を除て。五字九
 行合せて四十五字あり。いま推考するふ。もと八十行を
 多々多城。初行を寫し脱せるもの多事。決けまむ。さ
 らは考定めり。別よ下に舉法し。

○丙本行字體

今 ^ス	ウ ^ウ	フ ^ツ	モ ^モ	今 ^ヒ
ウ ^ア	エ ^オ	フ ^ワ	フ ^キ	今 ^フ
今 ^セ	フ ^エ	フ ^ヌ	コ ^ロ	フ ^ニ
ウ ^エ	フ ^ニ	今 ^ソ	フ ^ラ	フ ^ヨ
今 ^ホ	フ ^サ	ウ ^ヲ	フ ^ネ	フ ^イ
フ ^レ	フ ^リ	フ ^タ	今 ^シ	フ ^ム
フ ^ケ	今 ^ヘ	今 ^ハ	フ ^キ	フ ^ナ
	フ ^テ	フ ^ク	フ ^ル	フ ^ヤ
	フ ^ノ	フ ^メ	フ ^ユ	フ ^コ
	フ ^ハ	フ ^カ	フ ^ホ	フ ^ト

右丙本の乙本とも子寫傳へきるものあり。上よ

するがおとし。こまもかのヒ。フ。云。此次第よものして。
 甲本乙本の字體の偏を初まりの字原冠ふし。旁ツリ成の行の字
 原の下りして。ひさくうのらの免て書たるものあり。
 此行體。本書假字めし。真體を據りて。今新に片假字を
 施サして。其を圍みて。新加を分てり。

○丁本草字體

ヒ

フ

エ

ヨ

イ

異本作

異本作 ツ	一本作 シ	モ	ム
ツ	シ	チ	ナ
ヌ	ル	ロ	ヤ
一本作 ツ	ユ	ラ	コ
ヲ	井	子	ト
		一本作 ト	

右丁本もあつと或人のもてる四本を得て見るに真行
 の體をいさく形ざら免と書くるものと見えきり。但
 し本ども互よ異なるどころぐのゝるを校へ合せ
 て。本字もあつと一かるはく見ゆるあつとをと終り。但
 り以下字の次第錯又同體とみえて異なるところ
 れきる本もあり。又同體とみえて異なるところ
 あり。別る左旁に書ぶるごとし。されどいあふても本
 字の趣とみえがとたが多あるハ。漸し寫しひが免と

るものなる法し。又漢字の草體も。その本字より其跡
く書けせるが所るにも准へけり。其法は皇國の草假
字にもはさおもひ合を法し。其布の如く漢人其草假
字を書けり。以てかまが國籍ふ載せる中に。以て訛
りきるが所を。あはれに免ぐらして。もれもひ合は
法し。さて以てゆる草體も。例のヒフ云。みる。尋常の片
假字をさしきり。さきまの件は。ヒフ云。書け三體をも
とむ。と以て具へてけり。なるが。分きて世に傳はせ
るものなる法し。藤貞幹の草體を寫して注して云。
德紀曰。皇孫齋來之神寶之名。右見大成經。本紀中之上。宗
此字の事を辨て云。右鹿嶋社寶庫所藏。四十七字。傳言

神代文字。貞幹按。八紘譯史。所載。苗人。書。無。與。此。異。疑。上
世。苗。人。來。所。書。矣。と。記。せ。り。同。人。好。古。日。錄。も。然。云
云。が。著。せ。る。書。の。八。紘。譯。史。を。檢。る。に。清。康熙。二。十。二。年。陸。次
國。の。漢。字。を。當。る。も。の。諸。蕃。國。中。の。字。を。載。て。譯。語。を。已。が
て。そ。の。蕃。字。中。に。あ。る。も。の。な。る。が。苗。人。の。書。ハ。載。ら。ば。さ
る。ま。あ。ま。ど。一。字。き。ふ。此。字。と。同。体。の。字。の。あ。ら
ば。貞。幹。譯。史。を。よ。く。も。見。ず。て。謾。言。せ。る。所。り。

丁本附 ○朝鮮人以諺文草體所書皇國歌詞

Handwritten Korean text in cursive script (Hangeul) with annotations. The text appears to be a song lyric written in a 'grass script' style. Annotations include small characters like 'キ', 'カ', 'ヨ', 'ワ', 'チ', 'ヨ', 'ニ', 'エ' and a circled 'エ'.

此本書を。伊勢人河村春雄が。由ありて持傳ざるを。
縮寫^{シクシ}せるなり。片假字もよくよみを施^{サシ}する者。吏道^シに

心^サ、
心^イ、心^イ、心^シ
心^シ、心^ト、心^ナ
心^コ、心^ケ、心^ニ、心^ム、心^ソ
心^テ、心^テ

三體ももとづき。諺文は真體よりて。今おのきか
ものせるなり。但しその歌詞の中に音の違ふるが
あるを。五字假字を圈^マ譯^ヲ人の詞を渠^カが聞訛する。
或もきくとりぬれどして。取まづひる書きも
のと見えたり。

○いま件の本ども、我見合せて。乙本^{真體}の字音圖も。甲
本^{真體}に後ふ記せる。豎横の行は字原の畫に合するに
證^{アカ}。さく其字音圖も。五字九行四十五字あるを。甲本
丙本のヒ。フ。ニ。書^キるを。四十七字の中より字音圖も無
き。オ。ア。の二字あるを採りて。試る字原によりて。初行

よ置き。まゝ字原此例に依りて。ウ。イ。エ。ハ。三字を作り
補むて。ウ。オ。イ。エ。ア。の五字として初行と定免。乙本の
字音圖を補む。行おとみ丙本の行體と。丁本の草體
とを雙べ記し。さゞ對馬人より得ざる今の諺文を。伊
呂波に配て書て。假字さしあるが所るに依りて。其を
真體の次ふ行體の上と取まり。目近く雙べ書き。又訓蒙字會に
此書の事々。見えたる諺文の異體を書添へ。あゝ諺文
下よ云々し。見えたる諺文の異體を書添へ。あゝ諺文
の草體を。あゝ歌詞を書るかぎり採りて書加へ。諺
文も。もと吏道より出。ひさく。轉ウツクるもの形る事
を證アカして。世に神代字といふるもの。韓國カラに吏道を

る事を證し辨へむとして。圖を作るおとかくのよし。

○今考定吏道諺文對照字音圖

凡例

- 一 圍内よ書きるハ。上よ論カへるおとく。今考定免て補むる字なり
- 一 一首ハシメの五體一行も。吏道の豎行に旁ツツリの字原なり。そ
れよ施サしきる假字也。次なる初行に本音を擧て。
横行の同韻よ用ふる事を示せるなり
- 一 真體に初行より。十行よ至るまで。上頭カシラ毎よ別ふ

掲^{アゲ}て書るを。吏道に横行の偏に字原を一體に
擧ぐ。其行の發音を呼て示せるなり。

一その五字十行を。吏道の本體より。以てゆる真體
なり。

一真體に字毎に。左傍に少し引さげ。小さく書添
せるを。諺文を對馬讀の音に依りて當ふるもて。
奮^{モト}れ吏道との差同を。目安く見合を。添くものせ
るなり。さて其諺文に書加へる假字を。訓蒙字
會に注^ルせる。諺文の反切に字母音をよみ考ふる
もて。おも對馬よみの音も考合夾^カ法きくべなり。

一横行の字原に左傍に書添ふるを。吏道の例に依
りて。諺文に字原を推考するなり。其音假字も。字
會に反切に依りて注^ルせり。

一真體毎の左傍に。同列に並べ書るを。以てゆる行
體なり。訓蒙字會に用ゆる諺文の中。此行體
に書けるも。又少し差ひ多く見ゆるも有り。形べく
もよみ得が。たも多加きと。今さうに。よみ得
せる中に。おの行體と全く同しきと。又變體と見
ゆるをとりて。おれも真體の左傍に諺文の例に
書るなり。但し其を共小圈中に書る。

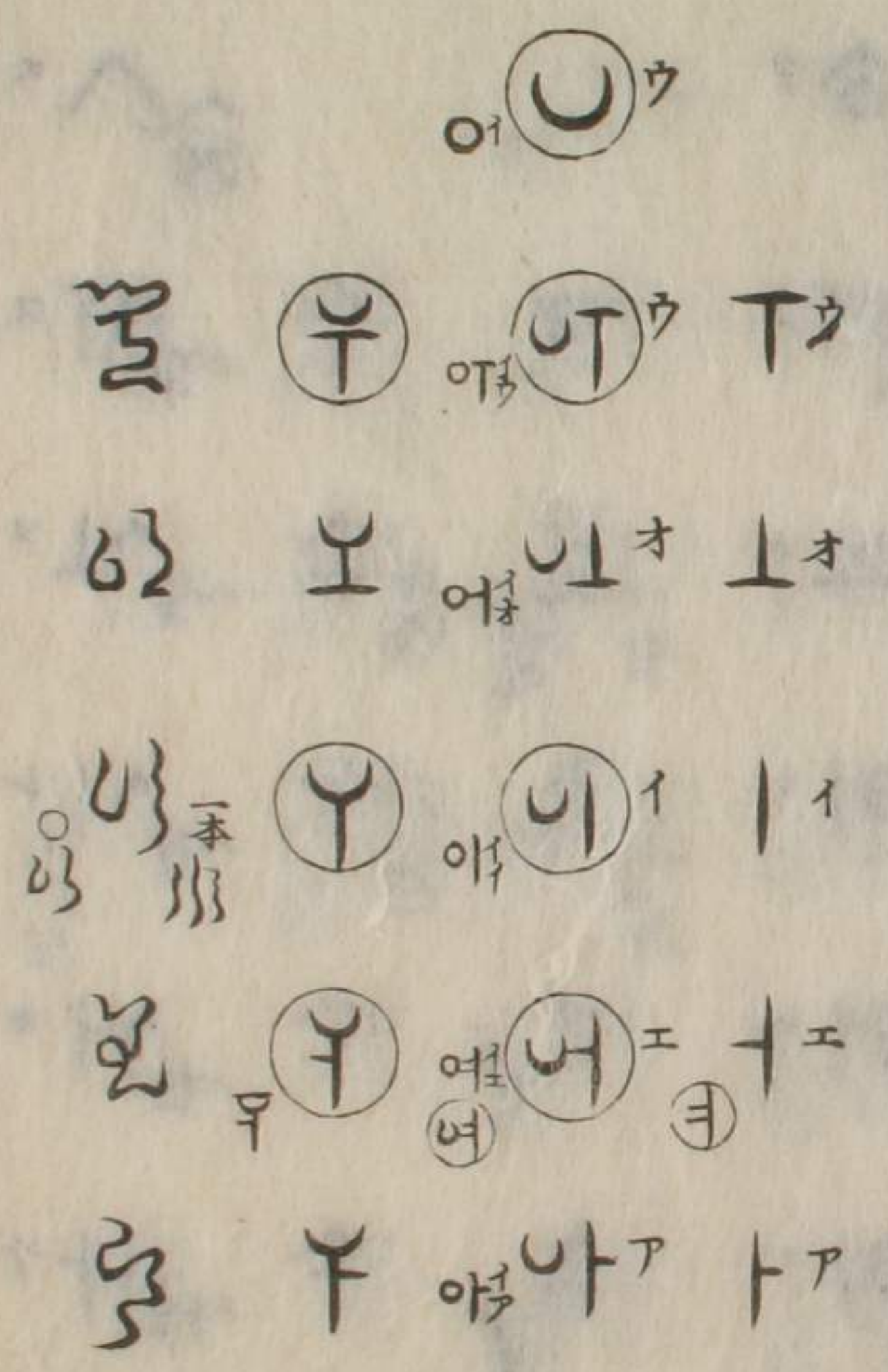
一あゝ行體も並べ書るも草體あり。

一その草體は左傍に圈下は書るも上は擧ぎたる丁本附に諺文の草體もかのかみぐらの歌書せる字のかぎりを採りて當載するなり。

一五十音圖の位置。字會も此圖を注さざれど諺文音を當ればたの流から此圖

へり皇國なるを違ふり皇國を今形べくも豎行ア。イ。ウ。エ。オ。横行ア。カ。サ。タ。ナ。ハ。マ。ヤ。ラ。ワ。なれどむろゝあまきと異なるもきこえて古書ども見えくりされど豎横の音は通ひを以てまも異ならん。此事も既片假字の卷に心するがとおし。

一あべく外國人の聲音を朦朧雜曲りて皇國は清朗單直なる正音ふ合カタえざれど吏道諺文の字音を定むるにもあひコナタく斯方の音も叶へざるもありときこゆまむ其意ココロしらひて辨ふべし。



		リ	コル		ㄷ	ㄷ	ㄷ
	ㄹ	쿠	기	ㄹ	ㄷ	ㄷ	ㄷ
	로	코	기	ㄹ	ㄷ	ㄷ	ㄷ
○ ㄹ	쿠	기	ㄹ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ
○ ㄹ	쿠	기	ㄹ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ
	쿠	기	ㄹ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ

		ㄹ	승		ㄷ	ㄷ	ㄷ
	ㄹ	우	기	ㄹ	ㄷ	ㄷ	ㄷ
	로	우	기	ㄹ	ㄷ	ㄷ	ㄷ
○ ㄹ	우	기	ㄹ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ
○ ㄹ	우	기	ㄹ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ
	우	기	ㄹ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ

○ 무	무	무	무	무	무	무	무
○ 모	모	모	모	모	모	모	모
○ 미	미	미	미	미	미	미	미
○ 머	머	머	머	머	머	머	머
○ 마	마	마	마	마	마	마	마

○ 구	구	구	구	구	구	구	구
○ 조	조	조	조	조	조	조	조
○ 기	기	기	기	기	기	기	기
○ 거	거	거	거	거	거	거	거
○ 가	가	가	가	가	가	가	가

○ウ
의#
의#
의#
의#
의#
의#
의#
의#
의#

우
오
우
프
우

倭樹作

○
○
○
○
○
○
○
○
○

○
○
○
○
○
○
○
○
○

右の圖の書所らばせるおとく。吏道に諺文を對照せ
見るに。諺文を豎の字原を十を十とし。横の字原を
を○とし。合を○とし。□を□とし。コをコとし。○を○
として。其異体を傍の圈中はそのほりを全く相同じ
但し首にウオイエアの一行ある法きが脱しとみ

ゆきむ今加へて書せり。其由を上ふり。其法がどし。か
くて横行の字原吏道は音をウ。ス。フ。ツ。ル。ヌ。ク。ム。ウ。
形るを諺文ををイ。ジ。ピ。チ。リ。ニ。キ。イ。エ。ウ。の音とせり。
此字原を。取。べ。る。の。諺。文。と。さ。て。諺。文。の。字。を。檢。る。に。吏。道
の。IT。II。III。IV。V。の。一。行。の。字。は。み。そ。の。製。は。と。く。別。な。り。
左傍に書そへざるを見合せく。古の吏道と今に諺文との差異。お
ほり。と。かく。の。ど。く。取。る。法。し。

○朝鮮ふみ訓蒙字會 漢字を擧て。其字の音訓を諺文
と識せり。世宗が諺文を製する頃より。六年崔世珍著
ほよそ百年ばかり。初聲終聲通用の八字。初聲獨用は八字。中聲
字母とく。

○假字本末附録

○世二

獨用の十一字。合て二十七字を擧げ。次は合用作字例。
まゝの四聲定位圖をも擧げ。その字音を示せる漢
字音を訛りヨコテきくるかクニゴエの方音をあらざれど。讀得か
きもあり。字體も字母合字れど交りて。變體とおぼし
たも交りきれむ。多やはく讀心得がとれど。篇中に
擧きくる。漢字の當きくる音訓の諺文を。今件の音圖は書
加ふる諺文によりて。合用作字れ例に依り。れ亦書ざ
るをも見合せ。推考ふきむ。おほうとハよはる。れ
り。あまよ依りてむ。上の擧きくる字どもを。韓國の古
吏道にて。諺文を吏道の世々タカヒに差錯ゆきくるを改製

しきるもれなるを。まはしく明なり。さく此吏道の皇
國の傳を移るハ。皇國より韓國を治むふにあをせて。
いやはやく譯者ヲサれどの書傳へ置る。世に遺りユきり
けるを。神道者かどのさるものとも知らで。さかいら
る神代字なりといひ。あさヒ。フ。エ。ヨ。云々のみざり言
をさす。あ造りて。書連移くるものともあそを見え。れ
○釋日本紀。師說。大藏省御書中。有肥人之字六七枚
許。先帝於御書所令寫其字。皆用假字。或其字未明。或乃
川等字。明見之。と見え。乃川を。吏道の草體ハに
れど書るが。あをおもへむ。もしくハ吏道に草書ふ

て書きするものなり。よや。さらむ肥人をコ。ビトに
く高麗人からむ。萬葉集十一卷。肥人額髮結在染
木綿。染心我忘哉。とある肥人を。舊訓ルコ。ビトと訓
先り。肥をコ。とよむべき義也心得が。けまど。故か
くて然訓べくも。あらむ。も。くハ古を肥きる人をコ
。人といひて。さも書形ま。り。にや又ハ高麗人
。形。ふ。とり。る。より。て。そのかみ肥きる人を高
麗人の。と。といへる。ら。戲書の例。肥人とかけ
る。よ。も。や。あらむ。萬葉集十二卷。コ。チ。タ。云。といふ。
毛人髮三と書るも。毛人を蝦夷の事。て。そ。終。が。身。の

毛多多くむ。洗か。げ。見ゆる意をもて。戲書。せ。る
も。似。き。る。あ。ろ。なる。におもひ。ほ。を。ほ。べ。し。今。谷。つ
く。ろ。人。ま。ち。毛。唐。人。の。お。と。し。蝦。夷。人。の。ど。い。と。ひ。或
を。唐。人。の。色。赤。み。て。さ。り。く。し。げ。も。ゆ。る。人。を。た。ら
む。ざ。人。の。お。と。し。歌。の。二。三。の。句。を。そ。の。か。み。高。麗。人
へ。洗。べ。し。さ。も。ま。と。歌。の。二。三。の。句。を。そ。の。か。み。高。麗。人
を。額。髮。を。染。木。綿。ま。り。る。た。く。結。ひ。か。ざ。り。と。る。形
。さ。も。こ。の。乃。川。形。事。也。肥。人。國。人。の。草。假。字。を。書。か
ら。ひ。て。い。か。と。を。形。り。流。る。中。に。乃。つ。な。ど。書。る。を。明
尔。見。え。る。由。形。る。法。く。お。も。る。く。由。上。卷。草。假。字。此
下。よ。い。ひ。つ。ま。ど。又。か。く。も。ね。も。は。る。く。形。り。な。を。よ。く
考。さ。む。法。し。

○天武紀二十一年三月命境部連石積等更肇傳造新
字一部四十四卷下と載らるるを釋日本紀に公望宿
祢の日本紀私記を引て師說此書今在圖書寮但其字
體頗似梵字未詳字義所准據と注へり此新字造ら
め多へるをかの新羅より吏道を製する頃とおほ
た同一時と當れり上その時此事ハ紀を按ふるに此御
世をもこと三韓國よりきて親しく平服マッロヒ來れる中
尔も新羅をよよく懐き奉るさおもと其御世の
二年閏六月その國王使を奉て騰極を賀し奉り別
使をもて先皇殂喪を吊奉り四年二月王子忠元その

外大臣等來て調を進り同年三月まゝ調を進る五年十月
御使を遣わし明同年十一月大臣を奉りて政を請奉
り此時肅慎七人又別使を以て調を進り又同月高麗
より遣はしける御使を送り筑紫へ來る七年使を奉て
當年の貢を奉らむとせる海中みく暴風み逢て加
良井山等來來る其由を奏せり八年正月高麗朝貢
使を送て筑紫に來り九月新羅へ遣はしける御使人
歸來れり此御使遣はしける事紀
より脱十月金銀鐵をはし免十餘種の貢物を進り別
天皇を始奉り皇后太子も金銀刀旗此類を獻る九年
まゝ高麗の貢使を送り來り又別貢を獻り習言者

三人来り。十年七月御使を遣はし、九月帰来り。是
年の調税を復し、七月に閏あり、おまより先は三韓は十
俱来の子孫を並課役を免し、初年十年又金銀銅鐵
を始、數多、貢物を獻り。別ふ天皇、皇后、皇太子は金銀
霞錦幅皮の類を獻る。十一年六月又高麗使を送來る。
十二年十一月調を進る。十三年、是年前は高麗を遣は
し、来る使人の唐國に没りて、新羅に傳はり、至れるを
送り來り。あは高麗に御使遣はし、かの國より學問僧二
人來り。十四年十一月また大臣どもを奉りて政を
請奉り、調を貢る。朱鳥元年四月、調物百餘種を進る。使
人また六十餘種の物を獻り。別は皇后、皇太子、諸親王

も物物を獻る由載られり。件の紀中は御使を遣
はし、るる二度の重事を漏き、たか。かの國より定例
の貢進の事、たか。たか。記し、漏き、たか。るるも、ありぬべ
し。かくて、たか。ふよ、そのかみ、新羅の仕、奉りし、たか。ふ
たか。せ、たか。い、よく、皇國言を習は、たか。忠は、仕、奉り、たか。ふ
き、わ、たか。たか。む、上、ふ、引出、き、る、たか。ご、く、御世の九年に、たか。
と、さら、ふ、習言者を遣はせ、たか。るるも、こと、り、たか。む、たか。か、たか。ふ
あり、たか。ふ、たか。り、たか。たか。む、たか。は、ら、皇國言を書き、たか。あ、たか。せ、む
料は、前、たか。に、薛聰が、心、さ、と、く、を、あ、ら、ひ、て、吏道を製り、たか。
たか。る、たか。ら、が、便、よ、たか。たか。む、に、たか。あ、べ、く、方言を、たか。も、か、き、記、を、事

と形りよしもの形る様し。かくて又おもへば御世の
十一年石積等よ命せし新字を造らし先ぬひきるを
そのかみ新羅に新小吏道を製りて皇國言を習ひ
て書記せざるを覽せ奉り誠歎哉頭はし申せる哉見そ
ぬをして便よ死ものとおもほしておぬにとも韓
國どもの言を書記し置せぬ。あけハ皇國政事をも
言のまゝふるはしく書記さし先ぬをむ料し。試ふ
新字を作らし先ぬへるもぞありとぞ。私記し其字體
頗似梵字。未詳字義所准據と見えたるもかの叢話よ
諺文を依梵字為之といふるも法きて上論ひたる

ぐどく吏道も原梵字よ效ひて製れるみもあるべ
きを。石積等が造れる新字も。吏道よ倣むとらむふを
あまも又おのづから梵字よ似きるあとのありて。其
をそのかみ漢字を假借字に用へるごとく。新よ音字
造れるものなりとむ。然らば其用法ねど書附へと
らむも。わたりよ一卷はうりももありぬ法きを。
四十四卷とあるを其新字をもて。試よ上古の諸事哉。
語言のまゝふ。今新假字文のおとく書連ねて見せ奉
りきりしもの形る様し。然らば俾造新字書四十四卷
を新字を造らし先ぬてやぐて其字もて事を書記し試
させぬへるも。いまご撰書と云べきもあらざま
ば。

其あゝろあらひせ。そハ此前年紀。川嶋皇子あち十
一人。不詔して。令記定帝紀及上古諸事。大嶋子首執筆
録焉。とみえきる漢字此書を。さらに新字もて試ふ書
連させぬ。あひぬり。一もやあらむ。されど其をもと漢
字もて書ききるものかれど。其をいま肇て造れる新字
もて。御國言ふういし書とらむ事のきやひからぬ。又
言はぬ。あひぬどの熟くもとくのはざりけむを。天皇所
かぬ。とる思ほし。先して。御み法から。さらに其本書と
もをよそとく。のへ。上代新意言を違へむ。語言も書記
さしめぬをむ御意に。まじ御口法から。稗田阿礼も

教へて誦習はし。先ぬひ。形布とく正しぬ。あはれくおも
ほして。れをせるほど。崩りぬ。家傳から。さるまぎ。新
ふ新字。新書も。世ふ行なれむ。元明天皇の御世。和銅四
年。におよびて。かの阿礼がよみ習ひ。おきける勅語を。
太安麻呂朝臣に詔して。書記させぬ。へるが古事記。新
る法し。されど。いま。世ふ行なれざる新字も。書し
先ぬ。あはれき。にあらざま。はやくより。世ふ行なれた
る漢字を用ひて。安麻呂朝臣。新。からく。して書とらま
きりしもの。形る法し。その書。さぬ。く。ま。ま。き。る
趣ハ。その序文。見えたる。が。ど。公望宿祢の師也。圖

書寮に見きりといふるを。石積等が奉まゐる本書り。さらば其寫本に遺りきりしものなるを。さく此新字に事な。草假字、卷ふ既に論ずる説あまじ。吏道の事につきては又かくも推考へきるなり。おほよく考定むべし。

餘論

○天武天皇の御世に新字の事推考によりて。おを神代字の。天武天皇に頃新羅に渡りしを。薛聰がもはら其字に博士とありて。人にも教へきるを。新に製りきるおとく謬傳へきるより。すべし此考をこゝと

かゝと致うちうへて見ると。おを。かありて神代字の韓國に遺り傳はりしを。よ証と爲べし。廣成宿禰に古語拾遺に。上古之世未有文字。云々をどくといふ。かゝる明證あるを。知らず推量説せるなり。といふ人もあるべけれど。其をあらわし。神代字を。先づ古の世々に有さぬを。古書にも致よくと。あぢはふまを。おほく推はうらるるものなるを。神代字に。上古に文字のありけむと。おもはるる。事推考を。さらにみえざるおと無きを。おべし。今の世に。書籍をよみ。おのにも書記し。おとして。古今に事を

知り辨へむとほるともがら此意にた。上古より文字
とひふものなりせむ。ひうにしてりハ。上古の事此。
かくさぶらふ傳をらほし。と一ころりなきもおも
ふ。さ々れど。上古を那べや人の心直みスホきも法よまが。
世間ヨシナカよろいおちらりて。事さぎ一げからざるにあ
をせて。ものを遺忘ワスる。事なれむ。其を別ワる志るし
かく法きものを造らむとおもふ心もあらざる。然
也。字ハねくて事き終りし。なる法し。今イマの世ヨよび
て。く。美ミ國クニの字ジなき。皇國ミヤクニの上古コノは。似ニたるさまおれ
ど。此コノハ。蠢ムシ愚コトあるが故ユなり。阿アかカし。おオそソまマらラとトひと
ひヒみミらラばバもモふフ信シ今イマもモ邊ヘ土ツチの山ヤマ里リ人ヒトの世ヨ々々ふフ
きキよヨハハ阿アらラばバもモふフ信シ今イマもモ邊ヘ土ツチの山ヤマ里リ人ヒトの世ヨ々々ふフ

字といふとをきよ。志らぬばありなるきたのものも。
さらし字をきよのむ意なき故ふ。おちららぬも法よ
くて。ほどくふやうし。此事どもをも語り継つ。と
ろいおがえをりて事き終り。古語拾遺の序シ。蓋聞上
古之世未有文字。貴賤老少口口相傳。前言往行存而不
忘。書契アヒテヨリ以来不好談古。浮華競興。還嗤ウツ舊老。遂使ニ人歷テ世ヲ
而彌新事。逐代而變改。といゆるハ。まことに正ただき古傳
説を述て。いなきる歎ふこそあり々終。書契アヒテヨリ以來
漢籍カンシヤクわたり来りて其後ノチ。其をよみふたりて。の國
風の浮華ウキカなる意イりて。皇國ミヤクニの上古コノより。貴賤キケン老
少シヤウ口々相傳コトコトアヒテヨリする。質朴シツポク正實テイジツある。前言コノ往行コノの談ワザナヒを好ヨま
ださる。遺ウツを信シむ。舊老コノをむ。愚コトなりとて。嗤ウツるもの

○假字本末附録

多く競ひおあり。よろげは漢意にうつり行おふ。上
古よりの傳説を廢れゆきて遂に正實の古風に改
れる事此多く。かむり正しく大なる意なり。古書ど
もの在中に。かむり正しく大なる意なり。古書ど
見えざる。彼國の故事。熟語をさへ用ひ。あが
る。かまが浮華の效。漢文を奴のどく。用ひ。あが
迷。あま事。記せる書。まに。かむり。あが。志を
もめで。深く意をいま。かへ。さ。かむり。大御世
すがへ。よみ味。ふ。かむり。かへ。さ。かむり。大御世
のおほく。榮え。かむり。皇國。ま。かむり。韓
國を治め。かむり。漢國の字を用ふ事。か
す。此事中外經緯傳。其より漸ふる。漢字。よもと
ふ。委しく論。其より漸ふる。漢字。よもと
は。かむり。假字といふもの。かむり。かむり。かむり。
から。かむり。本篇。かむり。かむり。かむり。

大皇國に御政のもろこしにおよび。かむり。そのほ
ろの國々。あま。志き及さる。かむり。かむり。かむり。
ぬまむ。皇國。よも。かむり。かむり。かむり。かむり。
よ。かむり。かむり。かむり。かむり。かむり。かむり。
ま。かむり。かむり。かむり。かむり。かむり。かむり。
す。かむり。かむり。かむり。かむり。かむり。かむり。
も。かむり。かむり。かむり。かむり。かむり。かむり。
ふ。かむり。かむり。かむり。かむり。かむり。かむり。
見え。かむり。かむり。かむり。かむり。かむり。かむり。
ども。かむり。かむり。かむり。かむり。かむり。かむり。

かある或志ひて求出て見せくあらそふきとへふ。其
終も又なぞらふ終し。かへ終くも後の世終。文字を
きのみ。書籍ふたよりて。終もとわく終りき終る心な
らひもて。古をうごふ終きよを所ら終かし。

○古き文書に捺^{サシ}きる印文。あま土中より出きる金器
終どよひや希々ふた。ひをゆる神代字といへる體の
おとく見あさ終くが所るふよりて。かの三體ともに
おしねよぼして。神代字終證終りと云へる説も終あ
も終まど。其印文など。おの終が目ふをさもやとをみ
え終ご終れど。それ違終りときをためをひひがとけ

終む。志ばらく彼説ふ志ごが終くひた。韓人終歸^キ化
る在けるが。已お本國終吏道を印文ふ用終るも所
る終く。又を物おのみせる人終。印文を韓人あま譯者
終どふあ終らへつけ。吏道もて書せ終る。又それ
字をもてみひから書てもものきるもある終し。金器
あどをも准終し。近世ふ紅毛學する人あどの。か
此國の字を印文とし。或る器あどふ書おけるが所り。
古といひ終ど。ま終くふをさる物おのみせし人終
所るおど終ふあら終。あま土中より出きり終どいひ
る。古印金器の中ふ。か終草體ふも似た。何とも終ら終

を。屈曲する體をものせるが有り。其在近むらし南蠻
などいむし國人の來入居りたる事此ありたるを。そ
れともがらが持きりしもある法し。又その蠻人を信
きるともあら。さる字を用ひたるも有りしなる法
し。おを旁カクハふおもひ合せらるる事も有まど。阿をゆ
しこくふをいふ法くもあらは。

○かく記しおける後。おは頃大和國法隆寺モテ爾藏る。沉
水香二材エリモシ刻字を摹ウツして。楷本スリモシふも有しきるを。穂井
田忠友が都よりおあせしるを見らる。其香木二材と
もに長二尺許。徑三寸許。墨よて其介量を記して。字五

年カ字とを。天平寶字を省きしる書ざまあり。此ハ當昔
天平寶字を省きしる書きまゝ其を省きて字
とも書るもて。東大寺カ有る。三月四日云々と記し。木端
古文書中カも例あり。三月四日云々と記し。木端
お烙印ありしとぞ。忠友の考ふ。刻字。必是古韓字。烙印。必
韓高サムスル所用並未得讀解と記せり。續紀を按ふるも。その
四年カ。高麗王使を遣して方物を貢りし事と。天皇紀
り。此香木も。くた其度のも。新羅進調。是月天皇遣
使奉。沉水香。檀香。及諸珍財。於法隆寺。佛と。えとる
時のも。天平十九年カ。勸録せる。此寺の資財帳の香壺
より。前天平十九年カ。勸録せる。此寺の資財帳の香壺
拾六種を載せる中。沉水香。十兩。天平八年。平城宮皇
后宮より。納賜と記し。又別カ。沉水香。六十六兩と記し。
て。介量も。いさく劣り。又別カ。沉水香。六十六兩と記し。
天智の御世の物と。何らざる。と著し。さく其刻字以
り。知らむとおもふをりあら。奈良人西村知氏が。此江

戸より来れる次なりとて訪ひ来れるに。そのと語らひ
出き給む。其沉水香おのまも忠友と共ふ見きりたる
ふ。其木堅く割きうるまゝ形るものともえ。木理のま
に凸凹ある面ふ。字も心と鹿略ふ浅く刻りたるが。そ
の刻ると記ふ欽損きうるまゝと見ゆるところも有り。
もとよりあくばくの年経るほどに壞損ぬきりとも
みゆ給む。心とよく勉てう流しきりとも心すど。形布
字畫り。壞損きうる。さざらに辨へがさきとある有り。
さて已が目ふを。二材ともふ同字ならむらと見あさ
れよりたといふ。今其二人の説よりて。吏道より比

べみる。髣髴其變體なる法く見ゆる。さらにか
形摹本の字畫と見ゆるをとりて。縮寫して。試み其右
旁より。知氏が二材同字の説ふもとづきて。推して二材
の字様を。吏道ふ合せり書頭を。又其右旁より。吏道
を當て。左旁にを。おのまが推考きうる吏道を當てある
を。但し此を今形俗ふ。商人があらる符徴といふもの
ごとく。韓商が目く。此目く。に刻り記しきるも
形あるが故ふ。わざとも字體を書みざり々むとお
はうり。其心あらひしてよみ試きる形。今も朝鮮
文を書みざりて。商物の目志ありと。前より對馬人
まき。きりた。あ。今長崎より来れる清商が書たるも。

然る趣もものせるを前も彼處も行く在る
人のもとよりく折くるをいまも有り

ニテエ
ニテエ

此も左の知氏が説く據まる吏道の本体なり。

甲材
本字

ニテエ
ニテエ

此の知氏が甲材乙材共々同字形らむらと云へる考は據り
て乙材の字を比へ考てかくる字様を變体は書刻むと云
壞損するは年経るほど磨剝れども云々ものち
るへくおいはりてかくを見ればさるあり。

子
テ
エ

此の信友が見取しる吏道の本体なり。但し其見かゝる
趣も右の乙材に同じ。

乙材
本字

テ
エ

テ
エ

此の信友が見かゝるところなり。甲材の下は乙材のごとく。

かくを書阿らは一試はまど。原の刻字とよ^{ワキ}分明一か
らぬものふよりて以へる考を辨^バ。とふおぼつら
れど。さへがよすてかゝたあちせらる辨^バ。志を
らくこくふ書加へり。

嘉永三年庚戌初冬

東武書林

浪華書林

皇都書林

須原屋茂兵衛

岡田屋嘉

英大助七

河内屋喜兵衛

河内屋太助

河内屋茂兵衛

俵屋清兵衛

鉢屋安兵衛

林芳兵衛

一伴信友翁著述目錄

一長柄山風

一神社私考

一瀨見小河

一中外經緯傳

一假字本末

一正卜考

一鎮魂傳

一驗杉稻荷神

一蕃神考

在列

六冊

六冊

四冊

六冊

四冊

三冊

一冊

一冊

一冊

一 松、藤、靡	<small>藤原家血統</small>	一冊
一 竹榮抄	<small>皇子諸王賜姓例</small>	一冊
一 若狹旧車考		一冊
一 殘櫻記	<small>明德後南朝官方之事蹟 及神皇御動座之事</small>	二冊
一 周易私論		一冊
一 高橋氏文考		二冊
一 和氣系圖附考		一冊
一 表章伊勢日記附證		一冊
一 上野三碑考		一冊
一 宇知都志麻	<small>神武中洲之御事 及平城帝之御事</small>	一冊

一 中臣被要解		一冊
一 動植名彙		十冊
一 源順家馬毛歌合注	<small>在列</small>	一冊
一 史籍年表	<small>同</small>	一冊
一 鈴屋翁年譜	<small>附學道要語</small>	一冊
一 應聲考		一冊
一 長谷寺縁起剝偽		一冊
一 比古婆衣	<small>二冊在列</small>	廿一冊
一 神重三辨大刀契考		一冊
一 八所御灵考		一冊

- 一八幡神考 一冊
- 一寶鏡秘證 一冊
- 一倭姬世紀古文考證 一冊
- 一佛神論 一冊
- 一真卷弓鞞考 一冊
- 一射実私論 一冊
- 一神樂催馬樂私論 一冊
- 一神樂催馬樂歌奇語考 附風俗東歌 一冊
- 一獸肉塩湯考 一冊
- 一越前敦賀郡官社私考 一冊

- 一方術原論 一冊
- 一参考姓名錄抄 一冊
- 一和名抄国郡卿考證 一冊
- 一神社古縁起類集 一冊
- 一逸文風土記 一冊
- 一逸諸國國內神名帳 二冊
- 一古文書集 凡二十冊
- 一古文書抄出 八冊
- 一古唱集 一冊
- 一古文物小集 二冊

一 古墓誌集

一冊

一 王のつる學のことくさ

三冊

一 武邊叢書

三十六冊

一 赤穂義士流芳

九冊

一 朝鮮荒山碑記事

一冊

一 遊古世古画抄出
職人哥合

五冊

一 皇居避灾例

一冊

一 續修國史姓名抄

十四冊

Faint handwritten notes in the left margin, including the characters '源氏物語' (Genji Monogatari).

